

(第12号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																							
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1か月以内に退職し、失職し、又は死亡した者(当該基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 期末手当の支給割合は、基準日以前<u>6か月以内</u>の期間におけるその者の<u>次の表に掲げる在職期間</u>の区分に応じて、<u>同表</u>に定める割合とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で<u>3月1日、6月1日及び12月1日</u>(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前<u>1月以内</u>に、退職し、失職し、又は死亡した者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の177、12月に支給する場合には100分の183</u>を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 期末手当の支給割合は、基準日以前<u>3箇月以内</u>(<u>基準日が12月1日であるときは、6箇月以内</u>)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、<u>次の表</u>に定める割合とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基準日が3月1日又は6月1日である場合</td> <td style="text-align: center;">基準日が12月1日である場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3箇月</td> <td style="text-align: center;">6箇月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1箇月15日以上3箇月未満</td> <td style="text-align: center;">3箇月以上6箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1箇月15日未満</td> <td style="text-align: center;">3箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3箇月	6箇月	100分の100	1箇月15日以上3箇月未満	3箇月以上6箇月未満	100分の60	1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30
在職期間	割合																							
6か月	100分の100																							
3か月以上6か月未満	100分の60																							
3か月未満	100分の30																							
在職期間		割合																						
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																							
3箇月	6箇月	100分の100																						
1箇月15日以上3箇月未満	3箇月以上6箇月未満	100分の60																						
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30																						

18 令和5年3月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の35」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中附則に1項を加える改正規定は令和5年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の第6条第3項の規定の適用については、同項中「6か月」とあるのは「3か月」と、「3か月」とあるのは「1か月15日」とする。

(参 考)

第6条関係

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	177/100	183/100	385/100
改正案	廃止	197.5/100	197.5/100	395/100